

労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第
二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める
要件案要綱

大

厚生労働省発基 1130 第 7 号
令和 3 年 11 月 30 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件案要綱

第一 面接指導の要件

一 病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは当該診療所を管理させることとした者又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が当該介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理させることとした者（以下「管理者」という。）が、事前に次に掲げる事項を確認した上で、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間（以下「時間外・休日労働時間」という。）が百時間に達するまでの間に行われるものであることとする。ただし、労働基準法第四百四十一条第一項に規定する医業に従事する医師のうち、医療法第二百二十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関において勤務する医師以外の医師については、疲労の蓄積が認められない場合は、時間外・休日労働時間が百時間に達するまでの間又は百時間以上となった後に遅滞なく行われるものであることとする。

1 時間外・休日労働時間が百時間以上となることが見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）の勤務の状況

- 2 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
- 3 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- 4 2及び3に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況
- 5 面接指導を受ける意思の有無
- 二 医療法第百八条第一項に規定する面接指導実施医師（以下「面接指導実施医師」という。）により行われるものであることとする。
- 三 当該面接指導を行う面接指導実施医師が、管理者から、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導を適切に行うために必要な情報として次に掲げるものの提供を受けていることとする。ただし、1に掲げる情報については当該面接指導対象医師の時間外・休日労働時間が百時間以上となることが見込まれることの確認を行った後速やかに、2に掲げる情報については当該面接指導実施医師から当該情報の提供を求められた後速やかに、それぞれ提供されなければならないものとする。
- 1 当該面接指導対象医師の氏名及び当該面接指導対象医師に係る一の1から5までに掲げる事項に関する情報

2 1に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の業務に関する情報であつて当該面接指導実施医師が当該面接指導対象医師の面接指導を適切に行うために必要と認めるもの

四 当該面接指導実施医師が次に掲げる事項について確認を行うものであること。

1 当該面接指導対象医師の勤務の状況

2 当該面接指導対象医師の睡眠の状況

3 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

4 2及び3に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

第二 適用期日

この告示は、令和六年四月一日から適用すること。